

義務付け・枠付けの見直し主要論点整理表

＜経済産業省関係＞

一 目 次 一

| | |
|--|---|
| ○勧告内容と異なる見直しを行うとの回答があったもの（地方要望4条項のうち1条項〔1項目〕） | |
| ・産業集積の形成等に関する基本計画の作成に係る主務大臣への同意協議の見直し、基本計画の内容の見直し （企業立地促進法） | 1 |

※資料中「府省回答の内容」及び「所管府省の考え方」は、所管府省からの回答を踏まえ、内閣府の判断で記載したもの。

**産業集積の形成等に関する基本計画の作成に係る主務大臣への
同意協議の見直し、基本計画の内容見直し
(企業立地促進法第5条第1項、第5条第2項、第6条第1項)**

| | | |
|---------|---|---|
| 現状 | 地方自治体が 企業立地促進法に基づき 産業集積の形成等に関する 基本計画を策定 する場合、 主務大臣に協議し、同意を得ることが必要 | |
| 勧告の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・同意をする協議の範囲を限定 (税財政上の特例措置の前提となっている事項(区域や指定業種等)や、法制上の措置を促す前提となっている事項(農地法上の配慮)以外は、国の関与を廃止) ・基本計画の内容の義務付けている範囲を限定 | |
| 地方の要望 | 自治体が行う企業誘致活動の結果に対して国が評価し、特別の支援を行うという関与であり、廃止すべき。 | |
| 府省回答の内容 | 勧告より広い範囲の事項（産業集積や企業立地の目標、環境配慮）について同意協議、計画内容の義務付けが必要 | |
| 論点 | 所管府省の考え方 | コメント |
| | <p>【計画の内容】</p> <p>×…廃止 ○…存置 △…事後報告 (勧告→回答)</p> <p>①産業集積の目標、⑥企業立地及び事業高度化の目標、⑩環境保全等への配慮 (勧告×→回答○)</p> <p>②集積区域の設定、③企業立地重点促進区域の指定、④工場立地法の特例措置の実施、⑤集積業種の指定、⑬計画期間(勧告○→回答○)</p> <p>⑦工場等の施設整備等の内容、⑪農用地等の土地の利用調整 (勧告△→検討中)</p> <p>⑧関係者との連携内容、⑨手続の迅速な処理体制の内容、⑫その他の重要事項 (勧告×→検討中)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分権の観点から、<u>国に協議して同意まで必要となる事項は、最小限にして欲しい</u>。勧告どおりとしても、実務面で支障はないはず。 ・“地域のことは地域で決める”というのが地域主権改革。“<u>地元企業立地の目標</u>”といったことまで、国が「同意」しなければならないのか。 ・環境保全は今や当然のこと。企業立地に当たって、重点的に取組むことは地域によって多様であり、環境保全だけを特別扱いする必然性に乏しい。 ・<u>全般的に「検討中」となっており、早期に勧告に沿って回答していただきたい</u>。 |